

# 更生保護における 犯罪被害者の方々のための制度

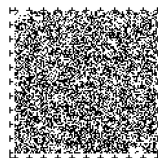
あなたのお気持ちをお聴かせください

意見等聴取制度

心情等聴取・伝達制度

被害者等通知制度

相談・支援



法務省保護局

# 意見等聴取制度

加害者の仮釈放、少年院からの仮退院又は退院<sup>\*1</sup>を許すか否かの審理を行う地方更生保護委員会に対して、仮釈放等、生活環境の調整<sup>\*2</sup>、保護観察<sup>\*3</sup>に関するご意見や被害についてのお気持ちを伝えることができます。

いただいたご意見等は、仮釈放等を許すか否かの判断、生活環境の調整に当たり考慮されるほか、仮釈放等が許可されて保護観察となった場合は、保護観察を実施する上での指導等で考慮されます。



## ご利用方法 (申出からの流れ)

### 申出書の提出

**利用できる期間** 仮釈放等の審理が行われている期間

**利用できる方**

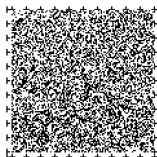
- ① 加害者の仮釈放等の審理の対象となっている犯罪等により被害を受けた方
- ② 被害を受けた方の法定代理人
- ③ 被害を受けた方が亡くなった場合又はその心身に重大な病気やけがなどがある場合におけるその配偶者、直系親族又は兄弟姉妹



### 受付

仮釈放等の審理を行っている地方更生保護委員会又はお住まいの地域にある保護観察所に来庁し、申出書を提出していただくことになります。まずは、お電話でお問い合わせください。事情により、来庁が困難な場合には、事前にご相談ください。

申出書の受付の際は、ご本人であることを確認させていただくため、マイナンバーカード又は運転免許証等をお持ちください。また、申出をなさる方が被害を受けられたご本人でない場合には、他にご準備いただく書類がありますので、あらかじめお問い合わせください。



- ※1 仮釈放、少年院からの仮退院又は退院とは、収容されている加害者を期間の満了前に釈放し、社会内で生活させながら、保護観察を行うものです。
- ※2 生活環境の調整とは、収容されている加害者の社会復帰を図るため、釈放後の帰住環境を調査・調整するものです。
- ※3 保護観察とは、加害者が実社会の中でその健全な一員として更生するよう、国の責任において指導監督を行うものです。



## 聴取日時等の通知

申出の受理手続きが完了しましたら、あらかじめご都合を伺った上で、ご意見等をお聴きする日時・場所などを決め、書面にてお知らせいたします。



## 意見等の聴取

“ ご意見やお気持ちをより正確に伝えていただくためにも、 ”  
直接お話しされることをお勧めします。

地方更生保護委員会の委員又は保護観察官がご意見等をお聴きし、その内容を記述した書面を作成します。ご意見等を記述した書面のご提出も可能です。

### ご意見等をお聴きする場所

仮釈放等の審理を行っている地方更生保護委員会になります。

お住まいの地域にある保護観察所に来庁し、オンラインによりご意見などを地方更生保護委員会に対してお話しいただくこともできますので、あらかじめご相談ください。

なお、申出をされた方が地方更生保護委員会又は保護観察所にお越しいただいた場合には、所定の交通費をお支払いすることができます。

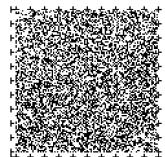
### 申出をされた方のご希望に応じたサポート

お住まいの地域にある保護観察所に配置されている専任の担当者をご相談に応じたり、ご意見等をお聴きする場所に付き添ったり、そこに同席することができるほか、ご意見等を記述する書面の代筆を行うことができますので、ご希望のある方はご相談ください。



## 審理の結果の通知

ご意見等をお聴きした仮釈放や仮退院等の審理の結果については、**被害者等通知制度**（P5～8をご参照ください）をご利用いただくことにより知ることができます。



## 心情等聴取・伝達制度

被害に関するお気持ちや、保護観察中の加害者の生活・行動に対するご意見を保護観察所がお聴きします。さらに、ご希望がある場合には、これを加害者に伝えます。

加害者への心情等の伝達を希望される場合は、加害者が被害の実情などに向き合い、反省や償いの意識を深めるよう指導を行います。

加害者への伝達を希望しない場合、お聴きした心情等は、加害者の保護観察を担当する保護観察官に伝えられ、保護観察を実施する上での指導等で考慮されます。なお、伝達を希望しない場合は、心情等聴取・伝達制度を利用されたことが加害者に伝わることはありません。



### ご利用方法 (申出からの流れ)

#### 申出書の提出

##### 利用できる期間

加害者が保護観察を受けている期間

##### 利用できる方

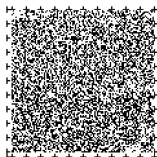
- ①加害者が保護観察に付される理由となった犯罪等により被害を受けた方
- ②被害を受けた方の法定代理人
- ③被害を受けた方が亡くなった場合又はその心身に重大な病気やけがなどがある場合におけるその配偶者、直系親族又は兄弟姉妹



#### 受付

加害者の保護観察を実施している保護観察所又はお住まいの地域にある保護観察所に来庁し、申出書を提出していただくことになります。まずは、お電話でお問い合わせください。事情により、来庁が困難な場合には、事前にご相談ください。

申出書の受付の際は、ご本人であることを確認させていただくため、マイナンバーカード又は運転免許証等をお持ちください。また、申出をなさる方が被害を受けられたご本人でない場合には、他にご準備いただく書類がありますので、あらかじめお問い合わせください。



#### 聴取日時等の通知

申出の受理手続きが完了しましたら、あらかじめご都合を伺った上で、心情等をお聴きする日時・場所等を決め、書面にてお知らせいたします。



## 心情等の聴取

“ 心情等をより正確に伝えていただくためにも、 ”  
直接お話しされることをお勧めします。

保護観察所に配置されている専任の担当者が心情等をお聴きし、その内容を記述した書面を作成します。心情等を記述した書面のご提出も可能です。

### 心情等をお聴きする場所

加害者の保護観察を実施している保護観察所又はお住まいの地域にある保護観察所になります。

お住まいの地域にある保護観察所に来庁し、オンラインにより心情等を加害者の保護観察を実施している保護観察所の専任の担当者に対してお話しいただくこともできますので、あらかじめご相談ください。

なお、申出をされた方が保護観察所にお越しいただいた場合には、所定の交通費をお支払いすることができます。

### 申出をされた方のご希望に応じたサポート

お住まいの地域にある保護観察所に配置されている専任の担当者をご相談に応じたり、心情等をお聴きする場所に同席することができますので、ご希望のある方はご相談ください。

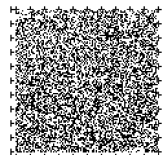
## ▼ ご希望がある場合 ▼

### 心情等の 伝達

心情等の伝達は、お聴きした際に作成した書面を、加害者の保護観察を担当する保護観察官が、加害者の前で朗読して行います。お聴きした心情等は、できるだけ速やかに伝達することとしていますが、加害者の状況、事件の性質、保護観察の実施状況等の事情によっては、その全部又は一部を伝達することができない場合もあります。

### 伝達結果の 通知

お聴きした心情等を伝達した年月日や伝達した内容についてお知らせします。ご希望に応じ、伝達の際に加害者が述べたことなどを併せてお知らせすることもできます。



加害者に関する情報を知りたい

## 被害者等通知制度

加害者が**刑事処分**になった場合

加害者が刑務所に収容された場合又は保護観察付執行猶予の判決を受けた場合に、地方更生保護委員会又は保護観察所から、仮釈放審理に関する事項、保護観察中の処遇状況に関する事項等を通知します。



### ご利用方法 (申出からの流れ)

#### 申出書の提出

#### 受付

加害者に対し有罪の言渡しをした裁判所に対応する検察庁に申出書を提出していただくことになります。申出は、加害者の刑事裁判が確定した後であればいつでもできます。

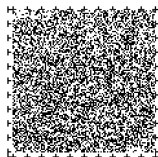
詳しくは、各検察庁の被害者支援員又は事務担当者にお尋ねください。

検察庁被害者  
ホットラインは  
こちら

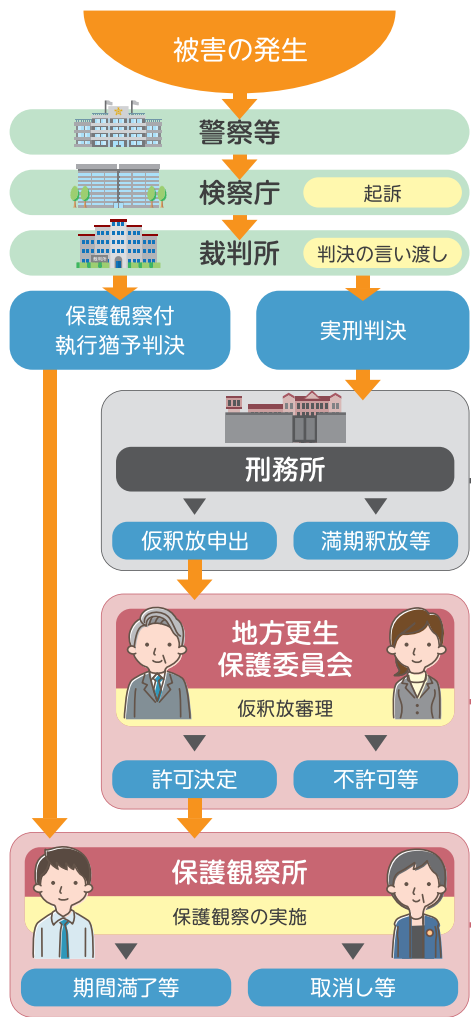


#### 通知

通知を希望された事項について、書面の郵送や電話などによりお知らせします。



- ※1 特別遵守事項とは、加害者が保護観察期間中に守らなければならない約束事であり、必要に応じて保護観察対象者ごとに定められています。
- ※2 生活行動指針とは、これに即して生活し、行動するよう努めなければならない努力義務であり、必要に応じて、保護観察対象者ごとに定められるものです。
- ※3 専門的処遇プログラムとは、特定の犯罪的傾向を改善するための体系化された手順による処遇として法務大臣が定めるもので、性犯罪再犯防止プログラム、薬物再乱用防止プログラム、暴力防止プログラム、飲酒運転防止プログラムがあります。



検察官から通知を行います。

刑務所における処遇の状況等に関する事項

主な通知内容

- 収容されている刑務所の名称・所在地
- 刑務所から釈放される予定（満期出所予定時期）の年月
- 受刑中の刑務所における処遇状況
- 刑務所からの釈放（満期釈放、仮釈放）された年月日

地方更生保護委員会から通知を行います。

仮釈放審理に関する事項

主な通知内容

- 仮釈放審理を行う地方更生保護委員会の名称・所在地
- 仮釈放審理を開始した年月日
- 仮釈放審理の終結年月日、仮釈放審理の結果

保護観察所から通知を行います。

保護観察中の処遇に関する事項

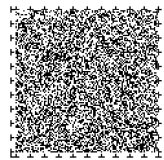
主な通知内容

- 保護観察を実施する保護観察所の名称・所在地
- 保護観察が開始された年月日・保護観察終了予定年月日
- 特別遵守事項<sup>\*1</sup>・生活行動指針<sup>\*2</sup>の内容
- 保護観察官・保護司との接触状況
- 特別遵守事項に定める専門的処遇プログラム<sup>\*3</sup>、社会貢献活動<sup>\*4</sup>及び専門的援助<sup>\*5</sup>の実施状況
- 生活行動指針に定めるしよく罪指導プログラム<sup>\*6</sup>の実施状況
- 保護観察の終了年月日・終了事由

※4 社会貢献活動とは、保護観察対象者に地域社会に役立つ活動を行わせ、善良な社会の一員としての意識の涵養及び規範意識の向上を図り、再犯の防止を図る取組です。活動の内容としては、公共の場所での清掃や、福祉施設での介護補助などがあります。

※5 専門的援助とは、規制薬物等への依存の改善など特定の犯罪的傾向を改善するための専門的援助です。保護観察所以外の更生保護施設などの関係機関等において実施されます。

※6 しよく罪指導プログラムとは、犯した罪の大きさを認識させ、悔悟の情を深めさせることを通じ、再び罪を犯さない決意を固めさせるとともに、被害者及びその家族又は遺族に対し、その意向に配慮しながら誠実に対応するよう促すものです。



加害者に関する情報を知りたい

## 被害者等通知制度

加害者が**保護処分**になった場合

加害者が少年審判において保護観察処分又は少年院送致処分を受けた場合に、地方更生保護委員会又は保護観察所から、仮退院又は退院審理に関する事項、保護観察中の処遇状況に関する事項等を通知します。



### ご利用方法 (申出からの流れ)

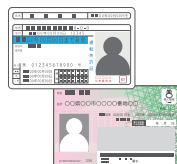
#### 申出書の提出

#### 受付

加害者の少年審判の結果が保護観察処分の場合は、加害者の保護観察を実施している保護観察所又はお住まいの地域にある保護観察所、少年院送致処分の場合は最寄りの少年鑑別所に申出書を提出していただくことになります。

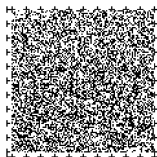
申出書の受付の際は、ご本人であることを確認させていただくため、マイナンバーカード、運転免許証又は審判結果等通知書等をご用意ください。また、申出をなさる方が被害を受けられたご本人でない場合には、他にご準備いただく書類がありますので、あらかじめお問い合わせください。

全国の少年鑑別所の  
一覧はこちら

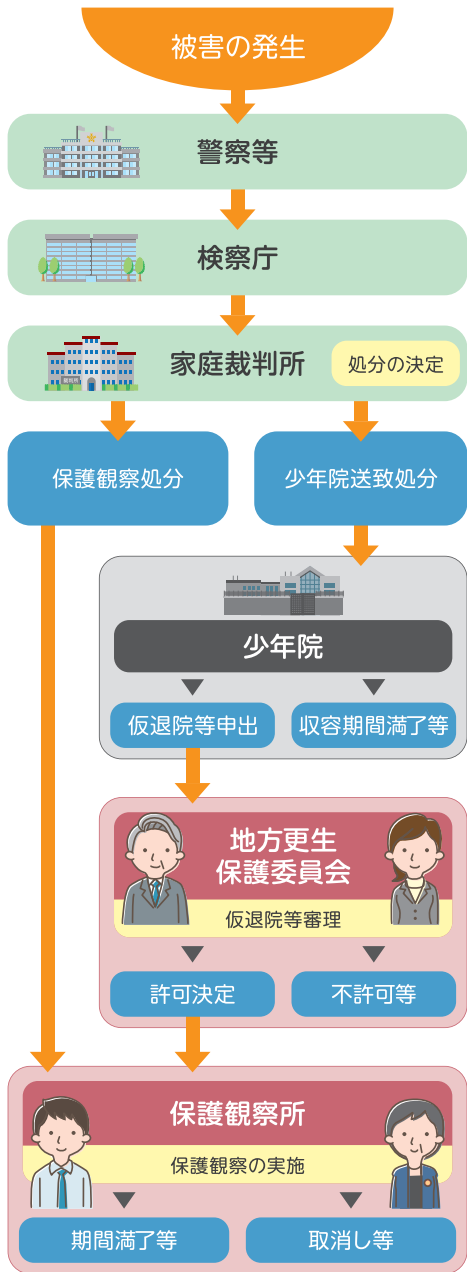


#### 通知

通知を希望された事項について、書面の郵送や電話などによりお知らせします。







少年院から通知を行います。

少年院における処遇の状況等に関する事項

主な通知内容

- 収容されている少年院の名称・所在地
- 少年院における教育状況等
- 少年院を出院した年月日

地方更生保護委員会から通知を行います。

仮退院等審理に関する事項

主な通知内容

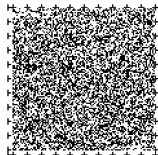
- 仮退院等審理を行う地方更生保護委員会の名称・所在地
- 仮退院等審理を開始した年月日
- 仮退院等審理の終結年月日、仮退院等審理の結果

保護観察所から通知を行います。

保護観察中の処遇に関する事項

主な通知内容

- 保護観察を実施する保護観察所の名称・所在地
- 保護観察が開始又は再開された年月日・保護観察終了予定年月日
- 特別遵守事項・生活行動指針の内容
- 保護観察官・保護司との接触状況
- 特別遵守事項に定める専門的処遇プログラム、社会貢献活動及び専門的援助の実施状況
- 生活行動指針に定めるしよく非指導プログラムの実施状況
- 保護観察の終了年月日・終了事由



被害を受けたことによる悩みや不安を相談したい

## 相談・支援

犯罪の被害にあわれた方やそのご親族からのご相談に応じ、様々な支援を行っています。

専任の担当者が、犯罪の被害にあわれたことによる悩みや不安などをお聴きし、ご相談に応じます。

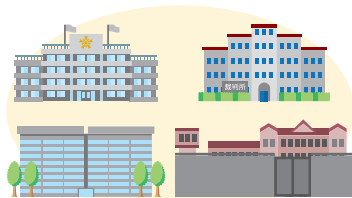
お問合せに応じて、意見等聴取制度、心情等聴取・伝達制度、被害者等通知制度やその手続などについてご説明し、情報を提供します。

ご相談に応じて関係機関等\*を紹介し、そのご連絡やご相談を補助するなど、関係機関等で行っている制度やサービスをご利用いただけるよう支援します。



### ※ 関係機関等とは

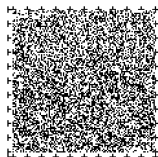
例えば、裁判所、検察庁、刑事施設、少年院、都道府県警察、地方公共団体に設置されている犯罪被害者等のための総合的対応窓口、配偶者暴力相談支援センター、公共職業安定所、福祉事務所、児童相談所、精神保健福祉センター、保健所、法テラス、被害者支援センター、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター等です。



お住まいの地域にある**保護観察所**にお電話などでお問い合わせください。



相談・支援のご利用に当たって、**申出書**をご提出いただく必要はありません。



**意見等聴取制度** **被害者等通知制度** における仮釈放等審理に関する事項については、地方更生保護委員会までお問い合わせください。

# Q & A

**Q** 加害者の仮釈放等審理が開始されたことや保護観察が開始されたことは、どのように知ることができますか？



加害者の仮釈放等審理や保護観察が開始されたことは、**被害者等通知制度**をご利用いただくことにより、知ることができます。同制度の詳細については、5ページ～8ページをご参照ください。

**Q** 被害を受けたのは子どもで、現在は18歳ですが、親は**意見等聴取制度**や**心情等聴取・伝達制度**を利用できますか？



**意見等聴取制度**や**心情等聴取・伝達制度**の申出をする時点でお子様が18歳以上の場合、保護者の方は法定代理人にあたりませんので、いずれの制度もご利用いただくことはできません。なお、保護者の方が成年後見人などの場合には、法定代理人にあたりますので、いずれの制度もご利用いただくことは可能です。

**Q** **意見等聴取制度**や**心情等聴取・伝達制度**の聴取の際に、事件のことを最初から話さなければなりませんか？



ご意見やお気持ちをお聴きする職員は、被害にあわれた事件のことについて把握しています。事件については、必ずしもお話しいただく必要はなく、ご意見やお気持ちのみをお話しいただいても差し支えありません。

**Q** **意見等聴取制度**や**心情等聴取・伝達制度**の聴取の際に第三者の同席は可能ですか？

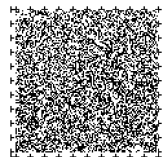


ご親族、弁護士や被害者支援センターの職員等の同席を特に希望される場合は、一定の条件の下、可能となる場合がありますので、あらかじめご相談ください。

**Q** **心情等聴取・伝達制度**を利用したのですが、再度、保護観察中の加害者に対し**心情等**を伝達することは可能ですか？



保護観察中の加害者に対して**心情等**を伝達した結果や、伝達の際に加害者が述べたことなどを踏まえて、再度、加害者に対し**心情等**の伝達を希望される場合や前回とは異なる**心情等**の伝達を希望される場合などは、再度、**心情等聴取・伝達制度**をご利用いただくことが可能です。ご希望がある場合は、あらかじめご相談ください。



## 保護観察所 被害者専用電話番号

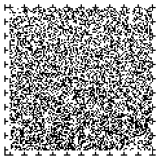
お住まいの地域の番号まで遠慮なくお電話ください。

札幌	011-261-9228	新潟	025-222-1500	松江	0852-21-2250
函館	0138-24-2112	甲府	055-235-7127	岡山	086-224-3008
旭川	0166-59-2068	長野	026-234-2060	広島	082-221-4489
釧路	0154-23-3207	静岡	054-253-0209	山口	083-922-1329
青森	017-732-1049	富山	076-421-5663	徳島	088-622-4368
盛岡	019-624-3433	金沢	076-261-0089	高松	087-822-5447
仙台	022-221-1455	福井	0776-28-7125	松山	089-941-9985
秋田	018-862-4718	岐阜	058-265-2579	高知	088-873-1090
山形	023-631-2431	名古屋	052-961-0249	福岡	092-737-6963
福島	024-534-2241	津	059-227-6675	佐賀	0952-27-4155
水戸	029-227-7072	大津	077-524-4420	長崎	095-822-5184
宇都宮	028-621-2298	京都	075-417-4803	熊本	096-366-8770
前橋	027-237-5014	大阪	06-6949-6522	大分	097-536-6308
さいたま	048-861-8843	神戸	078-351-4020	宮崎	0985-24-4380
千葉	043-204-7794	奈良	0742-23-1233	鹿児島	099-227-4080
東京	03-3597-0132	和歌山	073-436-2520	那覇	098-853-2961
横浜	045-201-1848	鳥取	0857-22-3519		

## 地方更生保護委員会 被害者専用電話番号

意見等聴取制度 や仮釈放・仮退院等に関するお問合せはこちら

北海道	011-272-5270	中部	052-951-2951	四国	087-826-4055
東北	022-221-3540	近畿	06-6949-0079	九州	092-761-7822
関東	048-601-2132	中国	082-224-0920		



制度に関してはこちら

更生保護 被害者支援 検索



リサイクル適性<sup>®</sup>  
この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。

令和5年10月発行